

申請受付

2月22日水
開始

平成29年2月実施

臨時福祉給付金 (経済対策分)



消費税の引上げによる影響を緩和するため、所得の低い方々に対して、制度的な対応を行うまでの間の暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金(経済対策分)」が支給されます。

支給対象の可能性のある方には、郵送でご案内しています

(支給対象者)

平成28年1月1日時点で上士幌町に住民登録されており、平成28年度分の町道民税(均等割)が課税されていない方。

※対象外

- ◆町道民税が課税されている方の扶養親族
- ◆生活保護の受給者(平成28年1月2日から10月1日の保護廃止者を除く)など

- ▶支給決定される前に亡くなられた方については、支給の対象となりません。
- ▶平成27年分の確定申告をされていない方は、町民課賦課担当で申告が必要です。
給与収入や年金収入がある方は、源泉徴収票または年金支払通知書等をご持参ください。

(支給額)

支給対象者1人につき **15,000円**

(申請方法)

◆申請期間 **2月22日水～5月22日月**

8時30分～17時15分 ※土日・祝日を除く

◆申請先 上士幌町役場 保健福祉課 福祉担当窓口

【振り込め詐欺】などにご注意ください！

- ◆市町村や厚生労働省などが、ATM(銀行やコンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ◆ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にありません。
- ◆市町村や厚生労働省などが「臨時福祉給付金」を支給するために、手数料などの振り込みを求めるることは絶対にありません。
- ◆ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず役場や最寄りの警察署にご連絡ください。

(臨時申請窓口)

→ 場所：役場 1 階ロビー

日付	受付行政区	受付時間	
2月22日水	1・2区	8:30～17:15 ※時間内に来庁できない場合は、時間外にも対応できますので、お気軽にご相談ください。	
2月23日木	3・4・5・6区		
2月24日金	12・13・14区		
2月27日月	7・8・9区		
2月28日火	10・15・16区		
3月1日水	11区・ぬかびら・幌加・三股		
3月2日木	全行政区		
3月3日金			

※受付行政区以外の日程でも、受け付けいたします。

(持参するもの)

※臨時福祉給付金(経済対策分)申請書(請求書)

※対象となる可能性のある方にご案内をお送りしています。

※印鑑(シャチハタ以外)

※支給対象者"全員"の公的身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、住民票など)

※支給対象者名義の口座が確認できる書類(通帳、キャッシュカードなど)

※扶養者の平成28年度分の非課税証明書(該当者のみ)

…扶養者の住民票所在地が、平成28年1月1日時点で別の市町村内にあった場合に必要となります。

▶扶養者が課税者の場合は、支給対象外です。

《代理による申請・受給》 ▶原則、支給対象者の方の口座へ振り込みます。

- ① 平成28年1月1日時点での支給対象者の属する世帯の世帯構成者
 - ② 法定代理人(成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および代理権付与の審判がなされた補助人)
 - ③ 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で、町長が特に認める方
- ※代理申請・受給者の公的身分証明書の写しも必要です。

(給付金の受取方法)

▶原則、申請書に記載された指定口座に入金されます。

2月22日(水)～3月10日(金)	受付分	➡	3月27日(月)	振込予定
3月13日(月)～4月7日(金)	受付分	➡	4月27日(木)	振込予定
4月10日(月)～5月22日(月)	受付分	➡	6月8日(木)	振込予定

※審査状況によっては、振込予定日に振込できない場合がありますので、ご了承願います。

※お問い合わせは、保健福祉課福祉担当(☎2-4296)まで